


# 新潟県の最低賃金

地域別最低賃金	最低賃金額	適用の範囲	効力発生年月日
 <p>新潟県最低賃金 1,050円 時間額 令和7年10月2日 長岡公務員・情報ビジネス専門学校 コンピュータグラフィックデザイン科 樋口 楓汰さん作品</p>	<p>時間額</p> <p>円</p> <p><b>1,050</b></p>	<p>新潟県内の事業場で働くすべての労働者に適用</p> <p>(パート・アルバイト・臨時・嘱託等、どのような雇用形態の方も含まれます。また、下記の特定最低賃金が適用除外となる方も含まれます。)</p>	<p>7. 10/2</p>

特定最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生年月日
<p>自動車(新車)、 自動車部分品・附属品 小売業</p>	<p>時間額</p> <p>円</p> <p><b>1,053</b></p>	<p>1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賭いの業務に主として従事する者</p>	<p>7. 12/14</p>
<p>電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業</p> <p>(電球製造業及び 電気計測器製造業を除く)</p>	<p>新潟県最低賃金額が、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額(1,005円)を上回ったため、令和7年10月2日から新潟県最低賃金額の<b>1,050円</b>が適用されます。</p>		
<p>各種商品小売業</p> <p>(衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等)</p>	<p>新潟県最低賃金額が、各種商品小売業最低賃金額(932円)を上回ったため、令和7年10月2日から新潟県最低賃金額の<b>1,050円</b>が適用されます。</p>		

※ 業種分類は日本標準産業分類に基づいたものです。

※ 最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。

※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。

なお、賃金が時間額以外の基準(日額、月額、その他)で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。また、次の賃金は対象になりません。

1. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
3. 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
4. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※ 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

※ 中小企業・小規模事業場のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は、新潟労働局雇用環境・均等室(025-288-3528)までお気軽にご相談ください。

・賃金引上げにお悩みの方は、「新潟働き方改革推進支援センター」(0120-009-229)までお気軽にご相談ください(相談無料)。

最低賃金に関するお問い合わせは

**新潟労働局賃金室**または最寄りの**労働基準監督署**まで  
(Tel 025-288-3504)

(新潟、長岡、上越、三条、新発田、新津、小出、十日町、佐渡)

新潟労働局ホームページ

